

(公印省略)

2 広福子第261号
令和2年5月7日

保護者の皆さん

広川町長 渡邊元喜

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 登園自粛要請について（延期）

福岡県内において新型コロナウイルスの感染が拡大し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が福岡県に発令され、町の保育施設においては、感染拡大強化防止のため、登園自粛を要請しているところです。

今後について、国の緊急事態宣言の動向や県知事の方針を踏まえ、保育施設における登園自粛の要請期間を延期いたします。

なお、この登園自粛要請は、ご家庭で保育が可能な場合に保護者の判断でご協力をお願いするものです。

記

- 要請期間：令和2年5月10日を改め令和2年5月31日まで
- 要請対象：3の対象施設に通園する乳幼児

自粛をお願いしたいご家庭の例

- ・求職活動中、育児休業中のご家庭
(今回特例的に認定期間を延ばす処置を行います)
- ・自営業や農業等、自宅での保育にご協力いただけるご家庭
- ・勤務先のテレワーク等により在宅勤務が可能なご家庭

- 対象施設：町内すべての保育所、小規模保育事業所

【利用者負担額（以下「保育料」という。）について】

登園自粛要請に基づき、登園をお控えいただいた場合は、欠席相当分の保育料を日割り計算により返還いたします。保育料は一旦「利用者負担額決定通知書」に記載の金額を納入いただき、後日返還いたします。

※この通知文に記載の取り扱いは令和2年5月7日時点のものであり、今後の状況により、その期間や取り扱い等を変更する場合があります。

【問合せ】

広川町役場 福祉課 子育て支援係
TEL: 0943-32-1113 (内線 124)